

令和4年1月28日

保護者各位

蟹江町教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大を受けて

平素より、蟹江町の教育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、愛知県では、1月21日（金）より「まん延防止等重点措置」の実施を行っております。しかし、オミクロン株の感染力が強いということで、蟹江町の小中学校でも新型コロナウイルスにかかわる濃厚接触及び陽性者等の報告が連日上がっているところです。

学校関係者で新型コロナウイルスに感染した時に蟹江町教育委員会が毎回発出しています文書「学校関係者の新型コロナウイルスの感染について（連絡）」が学校によっては、連日となっています。

つきましては、今後は前述のお知らせを発出せず、学級内感染や学年内感染が疑われる場合等どうしてもお伝えしなければならないことや緊急性のあることに限ってお知らせをしたいと思います。

学校においては、現在行っている感染防止対応をより徹底して行っております。ご家庭におかれましても、引き続き検温の徹底や感染予防の取組にご協力いただきますよう、重ねてお願いいたします。

また、再度以下のことについて、ご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- ① お子様に新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる）場合は、お子様の登校を控えていただき、自宅で休養させてください。ご心配な場合は、早めに保健所もしくは医療機関へご相談ください。保健所には、受診・相談センターがあります。
- ② 同居のご家族が感染者及び濃厚接触者と特定された場合は、昼夜を問わず、至急、学校へ連絡いただき、お子様の登校は控えてください。学校の電話が繋がらない場合は、蟹江町役場（0567-95-1111）までご連絡ください。
- ③ 同居のご家族に風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる場合（新型コロナウイルス感染症に感染した疑いのあるなしに関わらず）は、お子様の登校を控えていただき、体調の悪い方はすみやかに医療機関を受診してください。
- ④ ご家庭の事情で感染リスクを避けるため、お子様の登校を控える場合は、その旨をご連絡ください。

※ 上記のいずれの場合も「欠席」扱いにせず、「出席停止」扱いで対応します。